

(様式 4)

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書

大島町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、令和7年 月 日
付けで許可のあった「行政財産一部使用許可書」（以下「本許可書」という。）に基づき設置
した飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）内の清涼飲料水等（以下「飲料水」という。）
に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、噴火、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、本許
可書に基づき設置した自販機内の飲料水の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙
が自販機を設置した施設（以下「本施設」という。）の来館者、職員、関係者（以下「利用
者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資す
ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の場合において災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合
又は本施設が避難所として利用される場合において、乙の協力を必要と判断した場合は、乙
に対し書面で協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、口頭又は電話等で協力を
要請することができる。なお、この場合において、甲は乙に対し、後日速やかに協力要請に
係る書面を提出する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- （1）本施設内の自販機内の飲料水を無償提供すること。ただし、無償提供する飲料水は、
自販機の機内在庫商品に限るものとし、他の避難所に対する飲料水の無償提供は行わ
ないものとする。
- （2）本施設内の自販機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自販機の操作を行う
こと。
- （3）その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に規定する事項を履行するために必要な物品、自販機の操作方法を明記
した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

（管理運用）

第4条 乙は、甲にこの協定の有効期間中、自販機の専用鍵を貸与するものとする。ただし、
無償提供時に鍵を必要としない自販機はこの限りではない。

2 甲は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとする。

3 甲は専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに乙に通報するとともに、専用鍵の再製造にかかる費用を負担しなければならない。この場合において、自販機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

(連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に相互明らかにしておくものとする。

(有効期限)

第6条 この協定は、行政財産一部使用の許可の開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期限とする。

(費用負担)

第7条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りではない。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都大島町

代表者 大島町長 坂上 長一

乙